



平成 25 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 ぴあ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 内 廣  
(コード番号 4337 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 長 島 靖 弘  
(TEL. 03 - 5774 - 5278 )

## 当社刊行物における不祥事件について

平素より、当社事業へのご支援、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

今般、誠に遺憾ながら、当社の社員がお取引先に対し、虚偽の報告を行うという不祥事件が発生いたしましたので、下記の通り公表させていただきます。かかる事態を招きましたことを、役員一同深く反省致しますとともに、日頃当社に対し、ご期待、ご信頼をお寄せ頂いている皆様に対し、深くお詫びを申し上げます。

### 記

#### 1. 事案の経緯

去る 7 月 2 日に刊行された当社出版物において、印税支払い条件に反し、その算出根拠とされるべき印刷部数について取引先に虚偽を報告していた事実が、9 月初旬の取引先からの問い合わせにより判明しました。

- 商品名:「ももクロぴあ vol.2」(ぴあ mook/2013 年 7 月 2 日発行/税込定価 980 円)
- 取引先(印税支払先):株式会社スターダストプロモーション
- 印刷部数:10 万部
- 虚偽報告された印刷部数:6 万部

#### 2. その後の対応

当社では、直ちに社外より有識者を招き、安田博延弁護士(元最高検察庁検事)を委員長とする特別調査委員会、ならびに、宮原守男弁護士を委員長とする懲罰委員会を発足させ、事案の経緯と事実関係の客観的な調査を行い、特別調査委員会の報告に基づき、懲罰委員会による厳正な処分を決定致しました。

### 3.調査の結果

特別調査委員会による調査の結果、編集業務と取引を遂行した担当者個人による金員の着服事実はなく、また現時点では、他の担当商品について同様の事実は認められませんでした。就業規則に違反する行為であるとして、当事者ならびにその上長、及び経営の監督責任を問うこととしました。

### 4.処分の内容

- ・代表取締役社長/矢内 廣 始末書を取り、報酬月額の10%×3ヶ月の減俸とする
- ・取締役 COO 事業統括本部長/唐沢 徹 始末書を取り、COO ならびに事業統括本部長を解く
- ・取締役 事業統括副本部長/木本敬巳 始末書を取り、報酬月額10%×1ヶ月の減俸とする
- ・担当社員 始末書を取り、降職の上、配置転換とする

### 5.調査の継続と再発の防止

現在、当該社員の担当商品のみならず、他のすべての類似商品においても、過去5年に遡って厳密な調査を行っております。現時点では、本件と同様な事象の存在は認められておりませんが、引き続き徹底した調査を継続するとともに、再発防止に向けて鋭意取り組んでまいります。

なお、今後の調査により新たな事実が判明しました際には、追加の開示を行うとともに同時に当社HPにて追加公表させていただきます。

→[http://www.pia.co.jp/pia/saisin/2013/saisin\\_131017.html](http://www.pia.co.jp/pia/saisin/2013/saisin_131017.html)

### 6.業績に与える影響

本件が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。今後開示すべき事項が生じましたら、速やかにお知らせいたします。

平素より、当社の事業・サービスをご愛顧頂いている皆様からのご期待、ご信頼を裏切るような事態を招きましたことについて、改めて深くお詫びを申し上げます。信頼回復のために、全社を挙げて再発防止と意識改革に取り組んで参る所存ですので、今後も引き続き、ご指導とご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

#### 《本件に関するお問い合わせ先》

ぴあ株式会社 社長室広報担当

〒150-0011 渋谷区東1-2-20 渋谷ファーストタワー

電話 03(5774)5294/FAX03(5774)5394

担当:小林/幅崎/小澤